

平成27年度学校図書館司書教諭講習案内

山形大学

1. 目 的

この講習は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる司書教諭を養成するため、文部科学大臣の委嘱を受けて行うもので、平成27年度学校図書館司書教諭講習実施要項に従って実施します。

2. 受講資格

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭の免許状を有する者
- (2) 大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者

3. 講習科目、単位数及び担当講師

学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）第3条第1項に規定する5科目10単位のうち、本年度は、次の1科目2単位を開講します。

講 習 科 目	単位数	担 当 講 師
情報メディアの活用	2	依田 平（東北文教大学短期大学部・総合文化学科 准教授）

4. 講習日程

平成27年8月18日(火)～8月21日(金) （計4日間）

月日(曜日)	9:30	12:30	13:30	16:30	講師名
8月18日(火) └ 8月21日(金)	情報メディアの活用	休憩	情報メディアの活用		依田 平

※科目の初日（9:20～9:30）にガイダンスを行います。

5. 講習会場

山形大学小白川キャンパス

（所在地） 山形県山形市小白川町一丁目4番12号

（交 通）・山形駅前④番乗場から、山交バス「県庁前行き」乗車

「南高前・山大入口」下車（所要時間約10分）、バス停から徒歩5分

6. 受講者定員 50人

7. 申込みに必要な書類等

書類等の名称	提出該当者	摘 要
平成27年度学校図書館 司書教諭講習申込書	全 員	本学所定の申込書（別紙様式）
受講資格を証明するもの	全 員	【教諭の免許状を有する者】 ・ 現職の教諭（常勤講師を含む）以外 当該教育職員免許状授与証明書〔授与権者（都道府県教育委員会）発行。申込書に記載した免許状について、最低いずれか1種類の授与証明書が必要です。〕 ※一度上記証明書を本学に提出された方は、今回の提出は不要です。 ・ 現職の教諭（常勤講師を含む） 有する免許状の写しに、所属する学校長が原本と相違ない旨の証明を付したものの。 【学生】 ・ 成績証明書等〔大学長発行。大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した旨の証明書〕
切手を貼付した封筒	全 員	自己の郵便番号、住所及び氏名を記入した返信用封筒 【修了証書の交付を受ける者】 ・ 角形2号(24cm×33.2cm)封筒に簡易書留として450円分の切手を貼付したもの1枚 ・ 長形3号(12cm×23.5cm)封筒に92円分の切手を貼付したもの1枚 【一部単位を修得する者】 ・ 長形3号(12cm×23.5cm)封筒に92円分の切手を貼付したもの2枚 【書類参加者】 ・ 角形2号(24cm×33.2cm)封筒に簡易書留として450円分の切手を貼付したもの1枚
司書教諭講習の科目又は 相当科目（大学の授業科目 等で単位を修得したもの） の単位修得証明書	該当者	【本講習で修了要件を満たす予定の者】 単位修得大学等が発行する証明書
戸籍抄本	該当者	改姓、本籍地変更等の理由で現在所有している教員免許状等の記載事項と事実が相違する場合

8. 申込方法

申込は、郵送（簡易書留扱いとし、申込封筒の表に「司書教諭講習申込書在中」と朱書き願います。）又は持参（受付時間は、土曜日及び日曜日を除く9時～17時）とします。

9. 申込受付期間

平成27年6月22日(月)～7月10日(金)（申込期間内に必着のこと）

ただし、期間後に到着した場合でも、7月10日(金)以前の発信局消印のある簡易書留に限り有効とします。

10. 申 込 先

〒990-8560 山形県山形市小白川町一丁目4番12号
山形大学小白川キャンパス事務部教務課学務担当
TEL 023-628-4405, 4127（ダイヤルイン）

11. 受講者の決定等

(1) 受講希望者が定員を超える場合は、次の順序及び申込順で受講者を決定します。

- ① すでに講習科目の単位の一部を修得し、本年度の講習を受講することにより、修了証書が授与される見込みの者
- ② 一部の単位の修得を希望する現職教員
- ③ その他の者

(2) 受講希望者全員に、決定結果を7月17日(金)頃に通知する予定です。

12. 申込上の注意

本講習の受講を希望する場合は、以下の事項にご注意の上、お申し込みください。

(1) 講習科目の単位の一部を修得している場合

すでに講習科目の単位の一部を修得し、今回の講習で残りの科目の単位を修得することにより、修了証書の授与を受けることができます。（司書教諭の資格取得となります。）
この場合、すでに修得した単位に係る単位修得証明書を必ず添付願います。

(2) 本年度の講習で一部の単位の修得を希望する場合

本年度の講習で一部の単位を修得した場合、次年度以降の講習で残りの科目の単位を修得することにより、修了証書の授与を受けることができます。

(3) すでに講習科目の単位のすべてを修得している場合《書類参加》

講習科目の単位のすべてを修得している方は、講習に出席することなく、申込の手続きのみをすることによって、修了証書が授与されます。この場合、すでに修得した単位に係る単位修得証明書を必ず添付願います。

※なお、学校図書館司書教諭講習規程の一部が変更されたことにより、平成10年度までに修得した旧規定科目は、平成15年3月31日をもって読み替え期間が終了し、申請に使用することができませんので、ご注意ください。

13. 単位の認定

単位の認定は、「出席」及び「試験又はレポート」の総合評価によって行います。詳しくは、科目の初日（9:20～9:30）に行うガイダンスで説明します。

14. 受講料

無料。ただし、教科書、参考書、教材その他の費用は各自の負担とします。

15. 修了証書について

- (1) 本年度の講習受講（書類参加を含む。）により、修了要件を満たした方への修了証書（＜文部科学省＞発行）の送付は、平成28年3月頃の予定です。
- (2) 大学在学中の学生については、教諭の免許状取得時点から、修了証書の効力が生じることにご留意ください。
- (3) 一部の単位の修得のみで修了要件を満たさなかった方へは、単位修得証明書（＜山形大学長＞発行）を平成27年10月頃に送付する予定です。

16. 講習案内の請求方法

「平成27年度学校図書館司書教諭講習案内」を請求する場合は、前記10の申込先に直接又は郵送により請求してください。なお、郵送による場合は、返信用封筒（角形2号（24cm×33.2cm）封筒に120円分の切手を貼り、送付先の郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封の上、申込封筒の表に「司書教諭講習案内請求」と朱書きし、請求してください。

17. その他

- (1) 講習期間中の宿泊施設の斡旋等はいりません。
- (2) 山形大学小白川キャンパスでは、駐車規制を行っており、自家用車での来学は認められておりませんので、公共交通機関等を利用して来学してください。
- (3) 提出された書類等は、返却いたしませんので、御了解願います。

《書類参加について》

受講資格を有する方で、すでに学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める5科目10単位すべてを修得している方は、今回の講習に出席しなくても書類申請のみで修了証書が授与されます。

また、本学学部を卒業され、平成11年度以降在学中に学校図書館司書教諭関係の全科目・単位（5科目10単位）を修得し、かつ教員免許状をお持ちの方についても同様です。

申込方法等については、前記7～10を参照してください。